

主な行政分野における国と地方の役割分担の整理

①	都市計画	1
②	道路	2
③	道路運送	3
④	河川	4
⑤	農地	5
⑥	森林	6
⑦	児童福祉（保育所）	7
⑧	介護保険	8
⑨	廃棄物処理	9
⑩	国民健康保険	10
⑪	年金	11
⑫	義務教育	12
⑬	風俗営業	13
⑭	商工会・商工会議所	14
⑮	職業紹介	15
⑯	金融	16

行政分野 都市計画

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都道府県	道	市町村
制度の創設 [都市計画法]	都市計画の内容・決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に係る制度の創設	○			
基準の設定	<例：都市計画の決定> ・都市計画基準（都市計画法 § 13）	○			
手続の設定	<例：都市計画の決定> ・都道府県は、市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定する。（都市計画法 § 18） ・市町村は、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定する。（都市計画法 § 19）	○			
関与の設定	<例：都市計画の決定> ・都道府県が決定する都市計画のうち、大都市に係る計画や国の利害との調整が必要な計画は、国土交通大臣の協議・同意を経なければならない。（都市計画法 § 18） ・市町村は、都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。（都市計画法 § 19）	○			
その他					

(地方公共団体の代表的な意見)

・ **関与の廃止**

国土交通大臣の協議・同意が必要とされている計画のうち、国の利害に影響を与えないと考えられるもの等は、廃止されたい。

(出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」(平成16年7月))

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	・二以上の都道府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画の決定（市町村とともに行う。）（都市計画法 § 22）
都道府県	・市街化区域と市街化調整区域の設定（「線引き」）（都市計画法 § 7）
市町村	・広域的・根幹的な都市計画の作成・決定（都市計画法 § 15, 18） ・市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定（都市計画法 § 18の2） ・都市計画の作成・決定（都市計画法 § 15, 19）

行政分野 道路

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都府	道県	市町村
制度の創設 [道路法]	道路区分、指定・認定、管理、費用負担等の道路に関する制度の創設	○			
基準の設定	<例：道路の管理> ・都道府県が管理すべき国道の範囲を定める基準（道路法 § 13） ・道路の構造の基準（道路法 § 30）	○			
手続の設定	<例：道路の管理> ・道路工事等のため占用許可を行う場合には、警察署長に協議する。（道路法 § 32）	○			
関与の設定	<例：道路の管理> ・都道府県が行う国道の管理は法定受託事務とする（道路法 § 97） ・国土交通大臣は、都道府県に対し、法令違反等に関して工事の中止等の指示ができる（道路法 § 75）	○			
その他					

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	<ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道の指定、管理（高速自動車国道法 § 4、6） ・一般国道の指定（道路法 § 5） ・指定区間（直轄国道（一般国道の中でも重要度の高い区間））の維持、修繕その他の管理（注）（道路法 § 13） ・国道の新設又は改築（道路法 § 12）
都道府県 （※管理については指定都市を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県道の路線認定（道路法 § 7） ・都道府県道の新設、改築、管理（道路法 § 15） ・指定区間外（補助国道）の維持、修繕その他の管理（道路法 § 13）
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村道の路線認定（道路法 § 8） ・市町村道の新設、改築、管理（道路法 § 16）

（地方公共団体の代表的な意見）

・ **権限移譲**

指定都市内における全ての国県道の機能管理、財産管理について政令指定都市に一元化されたい。

（出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」（平成16年7月））

行政分野 道路運送

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都府	道県	市町村
制度の創設 【道路運送法】	道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとして、道路運送の利用者の利益を保護し、道路運送の総合的な発達を図るための制度の創設	○			
基準の設定	<例：一般旅客運送事業の許可> ・許可基準（道路運送法 § 6, 7）	○			
手続の設定	<例：一般旅客運送事業の許可> ・国土交通大臣は、路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更の届出が行われた場合には関係地方公共団体の意見を聴くものとする。（道路運送法 § 15の2）	○			
関与の設定	<例：自動車道事業の許可> ・国土交通大臣への免許申請にあたっての申請書の都道府県知事の経由事務は法定受託事務とする。（道路運送法 § 95の5）	○			
その他					

（地方公共団体の代表的な意見）

・ **基準の緩和**

地方公共団体の行う一般旅客運送事業については、許可制を届出制にするか若しくは許可基準を緩和されたい。

（出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」（平成16年7月））

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	<ul style="list-style-type: none"> 一般旅客運送自動車運送事業の許可（道路運送法 § 4） 運送約款の認可（道路運送法 § 11） 運行管理者試験の実施（道路運送法 § 23の4） 事業改善の命令（道路運送法 § 31）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣に対する自動車道事業の免許申請にあたっての申請書の経由事務（道路運送法 § 95の5）
市町村	

行政分野 河川

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都府	道県	市町
制度の創設 [河川法]	河川の総合的管理に関する制度の創設	○			
基準の設定	<例：一級河川の指定・管理> ・一級河川の指定基準（河川法施行規則 §1の2） ・一級河川の国直轄区間の指定基準（河川法施行規則 §2の2） ・一級河川の指定区間の河川整備計画の認可基準（河川法施行令 §10の3）	○			
手続の設定 （※指定都市の長を含む。）	<例：一級河川の指定・管理> ・一級河川を指定するときは関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。※（河川法 §4） ・一級河川の指定区間（都道府県知事の管理する区間）を指定するときは関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。※（河川法 §9）	○			
関与の設定	<例：一級河川の指定・管理> ・一級河川の指定区間の管理は法定受託事務とする。（河川法施行令 §57の5） ・一級河川の指定区間の河川整備計画の策定には国土交通大臣の認可を受けなければならない。（河川法 §79）	○			
その他					

（地方公共団体の代表的な意見）

・**基準の緩和**

一級河川の指定区間の河川整備計画の認可基準を地域の実情に併せて緩和、弾力化されたい。

（出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」（平成16年7月））

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	・一級河川の指定及びそのうち直轄区間の管理（河川法 §4, 9）
都道府県	・一級河川のうち指定区間の管理（河川法 §9） ・二級河川の指定及び管理（河川法 §5, 10）
市町村	・準用河川の指定及び管理（河川法 §100）

行政分野 農地

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都府	道県	市町村
制度の創設 〔農地法〕	農地の権利移動・転用、所有制限、買収・売渡等の農地に関する制度の創設	○			
基準の設定	<例：農地転用> ・農地転用の許可権者の区分を定める基準（農地法 § 4, 5） ・農地転用の可否に関する基準（農地法 § 4, 5）	○			
手続の設定	<例：農地転用> ・都道府県知事が許可しようとするときは、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。（農地法 § 4, 5）	○			
関与の設定	<例：農地転用> ・都道府県知事が行う許可のうち2ha超4ha以下のものは法定受託事務とする。 ・上記の許可を行うときは、ともに農林水産大臣に協議しなければならない。（農地法 § 91の3、附則 § 2）	○			
その他					

(地方公共団体の代表的な意見)

・ 関与の廃止

2ha超4ha以下の転用許可を行う場合の農林水産大臣協議は形式的であり、かつ期間を要することから、これを廃止されたい。

(出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」(平成16年7月))

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	・4haを超える農地転用に係る許可（農地法 § 4, 5）
都道府県	・4ha以下の農地転用に係る許可（農地法 § 4, 5）
市町村	・市街化区域内にある農地の転用に係る届出の受理（農地法 § 4, 5）

(地方公共団体の代表的な意見)

・ 権限移譲

農地転用の許可基準は明確化されており、実質的な審査は都道府県で行っていることから、4ha超の転用許可についても都道府県の権限とされたい。

(出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」(平成16年7月))

行政分野 森林

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階		
		国	都道府県	市町村
制度の創設 [森林法]	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項に関する制度の創設	○		
基準の設定	<例：保安林の指定> ・ 指定目的の設定（森林法 § 25） ・ 大臣指定となる保安林の要件の設定（森林法 § 25）	○ ○		
手続の設定	<例：保安林の指定> ・ 大臣が保安林を指定する場合には、関係都道府県知事に通知（森林法 § 33）	○		
関与の設定	<例：保安林の指定> ・ 都道府県知事の指定は法定受託事務（森林法 § 196の2） ・ 標識の設置は法定受託事務（森林法 § 196の2）	○ ○		
その他				

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	・ 保安林(重要流域内の1～3号民有保安林)の指定（森林法 § 25）
都道府県	・ 保安林(重要流域以外の1～3号民有保安林)の指定（森林法 § 25） ・ 保安林(全流域の4～11号民有保安林)の指定（森林法 § 25） ・ 保安林における立木の伐採の許可（森林法 § 34） ・ 標識の設置（森林法 § 39の1）
市町村	

(地方公共団体の代表的な意見)

・ 権限移譲

国の直接執行となる重要流域に係る事務も、事前の調査・審査は都道府県が行っている。また、重要流域とそれ以外の区別には合理性が見出しがたい。

したがって、指定区分を廃止し、すべて都道府県知事の権限とされたい。

(出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」(平成16年7月))

行政分野 児童福祉（保育所）

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都道府	道県	市町村
制度の創設 [児童福祉法]	保育義務、保育施設、費用負担等の児童の保育に係る制度の創設	○			
基準の設定	<例：保育所> ・設備及び運営の最低基準(児童福祉法 § 45)	○			
手続の設定	<例：保育所> ・市町村は、都道府県知事に届け出て、保育所を設置することができる。(児童福祉法 § 35)	○			
関与の設定	<例：保育所> ・保育所の立入検査等は、緊急の場合、厚生労働大臣が行う。(児童福祉法 § 59の5)	○			
その他					

(地方公共団体の代表的な意見)

・ 基準の緩和

幼稚園と保育所の制度が分立し、それぞれに国が基準を設定しているが、就学前教育の一体化等のためには、基準の緩和・弾力化が必要。

(出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」(平成16年7月))

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	・保育所の立入検査等は、緊急の場合、厚生労働大臣が行う。 (児童福祉法 § 59の5)
都道府県 (指定都市を含む。)	・保育所の設置(児童福祉法 § 35) ・保育所の設置の認可(児童福祉法 § 35) ・保育所の立入検査等(児童福祉法 § 46)
市町村	・保育所の設置(児童福祉法 § 35) ・保育の実施(児童福祉法 § 24) ・保育費用の徴収(児童福祉法 § 56)

行政分野 介護保険

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都府	道県	市町村
制度の創設 [介護保険法]	介護保険に関する制度の創設	○			
基準の設定	<例：介護給付> ・要介護認定の審査判定基準（介護保険法 § 7） ・居宅介護サービス費区分支給限度基準額（介護保険法 § 43） ・市町村居宅介護サービス費区分支給限度基準額（介護保険法 § 43）	○			○
手続の設定					
関与の設定					
その他					

(地方公共団体の代表的な意見)

・ 地方公共団体による基準の設定

介護保険制度における保険者事務の運用範囲の拡大及び柔軟な対応が図られるようにされたい。

(出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」(平成16年7月))

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	・介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針の策定（介護保険法 § 116）
都道府県	・市町村支援（財政安定化基金の設置、介護保険審査会の設置等）（介護保険法 § 38） ・指定居宅サービス事業者等の指定・許可・指導・監督（介護保険法 § 70, 86, 94） ・都道府県介護保険事業支援計画の策定（施設整備、マンパワーの確保等）（介護保険法 § 118）
市町村	・介護保険事業の実施（要介護認定、保険給付、第1号被保険者の保険料の徴収等）（介護保険法 § 3, 19, 129） ・市町村介護保険事業計画の策定（サービス量の見込み等）（介護保険法 § 117）

(地方公共団体の代表的な意見)

・ 権限移譲

保険者である市町村に事業者に対する許認可、検査権限を移譲されたい。

(出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」(平成16年7月))

行政分野 廃棄物処理

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都府	道県	市町村
制度の創設 [廃棄物の処理及び清掃に関する法律]	廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の廃棄物処理に関する制度の創設	○			
基準の設定	<p><例：産業廃棄物の処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理基準、処理施設の技術上の基準等の設定（廃掃法 § 12, 15の2） ・ 処理施設の設置、収集、運搬、処分に要する費用の額（廃掃法 § 13） 	○		○	○
手続の設定	<p><例：産業廃棄物の処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設を許可する場合の専門的知識を有する者からの意見聴取（廃掃法 § 15の2） 	○			
関与の設定	<p><例：産業廃棄物の処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理業の許可、処理施設の設置の許可は法定受託事務（廃掃法 § 24の4） ・ 必要な場合における立入検査の代執行（廃掃法 § 24の3） 	○			
その他					

(地方公共団体の代表的な意見)

・ 地方公共団体による基準の設定

自然環境の保護や住民生活の安全性の確保の観点から、都道府県が地域の実情に応じた基準を設定できるようにすべきである。

(出典：地方六団体地方分権推進本部「『地方団体の中間論点整理受け止め等』調査について」(平成14年3月))

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針の策定（廃掃法 § 5の2） ・ 必要な技術的及び財政的援助（廃掃法 § 4）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県処理計画の策定（廃掃法 § 5の3） <p><例：産業廃棄物の処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の処理（廃掃法 § 11） ・ 処理業の許可（廃掃法 § 14） ・ 処理施設の許可（廃掃法 § 15） ・ 事業者、許可業者に対する報告徴収（廃掃法 § 18） ・ 事業者、許可業者の事務所、処理施設等に対する立入検査（廃掃法 § 19）
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物(一般廃棄物とあわせて処理できるもの)の処理(廃掃法 § 11)

行政分野 国民健康保険

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都府	道県	市町村
制度の創設 [国民健康 保険法]	国民健康保険に関する制度の創設	○			
基準の設定	<p><例：診療報酬の支払></p> <ul style="list-style-type: none"> 療養給付を受ける者の一部負担金の割合（国保法 § 42） 保険医療機関等の保険者へ請求する額の算定基準（国保法 § 45） 保険者が保険医療機関等に支払う額の算定方法（国保法 § 45） 	○			○
手続の設定	<p><例：診療報酬の支払></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者が、保険医療機関等の請求する額の算定基準について別段の定めをする場合には、都道府県知事の認可を受ける。（国保法 § 45） 	○			
関与の設定	<p><例：診療報酬の支払></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、療養給付を受ける者の一部負担金の割合を減じようとする場合、都道府県知事に協議しなければならない。（国保法 § 12） 保険者が、保険医療機関等の保険者へ請求する額の算定基準についての別段の定めする際の都道府県知事の認可は法定受託事務とする。（国保法 § 119の4） 	○			
その他					

(地方公共団体の代表的な意見)

・ 関与の廃止

一部負担金の割合の引き下げ等に関する条例の制定・改廃の都道府県知事の協議を廃止されたい。

(出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」(平成16年7月))

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	・ 保険医療機関等への指導（国保法 § 41）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関等への指導（国保法 § 41） ・ 国民健康保険審査会の設置（国保法 § 92）
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険事業の運営（国保法 § 3） ・ 国民健康保険運営協議会の設置（国保法 § 11）

行政分野 年金

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都府	道県	市町村
制度の創設 [国民年金法等]	公的年金に関する制度の創設	○			
基準の設定	<例：国民年金> ・支給要件（国民年金法 § 26） ・年金額（国民年金 § 27） ・保険料額（国民年金法 § 87）	○ ○ ○			
手続の設定					
関与の設定	<例：国民年金> ・市町村長が、被保険者から資格取得等の届出を受け、社会保険庁長官に報告することは法定受託事務とする。（国民年金法 § 5の3） ・市町村が、被保険者又は受給権者の死亡の届出を受けることは法定受託事務とする。（国民年金法 § 5の3）	○ ○			
その他					

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金事業の実施（国民年金法 § 3） 厚生年金事業の実施（厚生年金法 § 2）
都道府県	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金の第1号被保険者に係る各種届出の受理・審査事務（国民年金法 § 3、国民年金法施行令 § 1の2） 国民年金の第1号被保険者期間のみを有する者の年金給付の裁定請求に係る受理・審査事務（国民年金法 § 3、国民年金法施行令 § 1の2） 国民年金保険料の督促及び滞納処分（国民年金法 § 96） 戸籍事項の無料証明（国民年金法 § 104）

(地方公共団体の代表的な意見)

・窓口の一元化

年金の受付窓口は社会保険事務所に一元化されたい。

(出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」(平成16年7月))

行政分野 義務教育

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都府	道県	市町村
制度の創設 [学校教育法]	義務教育に関する制度の創設	○			
基準の設定	<例：学校の設置> ・学校の設置基準（学校教育法 § 3） ・義務教育における学級編制の標準等（標準法 § 3） ・義務教育における教職員定数の標準等（標準法 § 6） ・休業日（学校教育法施行規則 § 47）	○	○ (詳細)		
手続の設定					
関与の設定	<例：学校の設置> ・公立の大学及び高等専門学校は文部科学大臣の認可（学校教育法 § 4） ・市町村の設置する幼稚園等は都道府県教育委員会の認可（学校教育法 § 4）	○			
その他					

(地方公共団体の代表的な意見)

・関与の廃止

市町村の設置する幼稚園の設置に係る都道府県教育委員会による認可を廃止されたい。

・地方公共団体による基準の設定

学級編制、教職員定数、休業日に関する基準の設定権限を市町村に移譲されたい。

(出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」(平成16年7月))

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	
都道府県 (※指定都市を含む。ただし給与の負担は除く。)	・都道府県立の高等学校等の設置管理（学校教育法 § 2, 5） ・私立の高等学校等の設置認可（学校教育法 § 4） ・県費負担教職員の任免、給与の決定、負担※（地教行法 § 37 等）
市町村	・市町村立の小中学校等の設置管理（学校教育法 § 2, 5, 29, 40）

行政分野 風俗営業

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都府	道県	市町村
制度の創設 [風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律]	風俗営業の営業時間、営業区域等を制限し、その業務の適正化を促進するための制度の創設	○			
基準の設定	<p><例：風俗営業の許可></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者の能力、営業所の構造・設備に関する許可基準（風営法 § 4） ・ 営業所の立地に関する許可基準（風営法 § 4） ・ 営業時間の制限等（風営法 § 13等） 	○		○	
手続の設定		○		○	
関与の設定					
その他					

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風俗営業の許可の報告を受けた場合の各都道府県公安委員会への通報（風営法 § 41の3） ・ 全国風俗環境浄化協会の指定（風営法 § 40） ・ 風俗営業者の団体の成立の届出の受理（風営法 § 44）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風俗営業の許可（風営法 § 3） ・ 風俗営業者への報告、資料提出要求（風営法 § 37） ・ 風俗営業者の営業所への立入り（風営法 § 37） ・ 都道府県風俗環境浄化協会の指定（風営法 § 39） ・ 風俗営業者の団体の成立の届出の受理（風営法 § 44）
市町村	

行政分野 商工会・商工会議所

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都府	道県	市町村
制度の創設 [商工議所法]	商工会議所の組織及び運営に関する制度の創設	○			
基準の設定	<例：商工会議所の設立認可> ・認可基準（商工会議所法 § 27）	○			
手続の設定	<例：商工会議所の設立認可> ・経済産業大臣が商工会議所の業務の一部の停止処分、設立認可の取消処分をする場合には関係都道府県、関係市町村の意見を聴く。（商工会議所法 § 59）	○			
関与の設定					
その他					

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所の設立認可（商工会議所法 § 27） ・定款変更のうち、目的、名称、事業、地区、会員たる資格に関する事項等に係るものの認可（商工会議所法 § 46, 84 商工会議所法施行令 § 7） ・商工会議所の業務の一部の停止処分、設立認可の取消処分（商工会議所法 § 59）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所の解散認可（商工会議所法 § 60） ・定款変更のうち、事務所の所在地、会費に関する事項等に係るものの認可（商工会議所法 § 46, 84 商工会議所法施行令 § 7）
市町村	

（地方公共団体の代表的な意見）

・権限移譲

商工会議所に関する事業も、関連する商工会法、協同組合法と同様に都道府県の権限とされたい。

（出典：全国知事会「国の過剰関与等に関する事例調査結果について」（平成16年7月））

行政分野 職業紹介

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階			
		国	都道府県	道	市町村
制度の創設 [職業安定法]	職業紹介事業に関する制度の創設	○			
基準の設定	<例：地方公共団体の行う無料職業紹介事業> ・ 無料職業紹介事業の実施基準（職業安定法 § 33の4）	○			
手続の設定	<例：地方公共団体の行う無料職業紹介事業> ・ 地方公共団体が無料職業紹介事業を行うときの厚生労働大臣への届出（職業安定法 § 33の4）	○			
関与の設定	<例：地方公共団体の行う無料職業紹介事業> ・ 政府以外の者の行う職業紹介の指導監督（職業安定法 § 5） ・ 同法に違反した場合の職業紹介事業の停止命令（職業安定法 § 33の4）	○ ○			
その他					

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	・ 求職者に対する無料の職業紹介事業の実施（職業安定法 § 5）
都道府県	・ 行政施策を実施する上で附帯的に必要となるものについて、無料の職業紹介事業を行うことができる。（職業安定法 § 33の4）
市町村	・ 行政施策を実施する上で附帯的に必要となるものについて、無料の職業紹介事業を行うこと。（職業安定法 § 33の4） ・ 事業所からの求人、求職者からの求職の申込みの公共職業安定所に取り次ぐこと（職業安定法 § 11）※ ・ 公共職業安定所からの照会に応じて、事業所に係る求人者又は求職者の職業紹介に関し必要な事項を調査すること。（職業安定法 § 11）※ ・ 公共職業安定所からの求人又は求職に関する情報を求人者又は指定地域内に居住する求職者に周知させること。（職業安定法 § 11）※

※＝公共職業安定所に直接求人又は求職を申し込むことが困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域に限る。

行政分野 金融

1 制度の企画立案

事項	概要	決定段階		
		国	都道府県	市町村
制度の創設 [銀行法等]	信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るための制度の創設	○		
基準の設定	<例：信用協同組合の設立認可> ・出資総額の最低限度（協同組合による金融事業に関する法律 § 2） ・会員たる資格（中小企業等協同組合法 § 8） ・事業内容（中小企業等協同組合法 § 9の8） <例：貸金業の登録> ・登録の拒否要件（貸金業法 § 6）	○		
手続の設定				
関与の設定				
その他				

2 事務の執行

区分	執行する事務
国	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行の免許（銀行法 § 4） ・銀行に対する報告徴収、立入検査（銀行法 § 24, 25） ・二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業の登録（貸金業法 § 3） ・登録貸金業者に対する報告徴収、立入検査（貸金業法 § 42） ・信用金庫の免許（信用金庫法 § 4） ・信用金庫に対する報告徴収、立入検査（信用金庫法 § 89, 銀行法 § 24, 25） ・信用協同組合の設立認可（中小企業等協同組合法 § 27の2） ・信用協同組合に対する報告徴収、立入検査（協同組合による金融事業に関する法律 § 6）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業の登録（貸金業法 § 3） ・登録貸金業者に対する報告徴収・立入検査（貸金業法 § 42）
市町村	

